

Web サイトで見た「札幌市公文書館 Sapporo City Archives」 — 市民協働のツールとしての公文書検索システムの可能性 —

元札幌市公文書管理審議会会長
下田 尊久

はじめに

インターネットを通じて公文書目録を公開するようになった自治体もあるが、行政内部における文書管理はどのように行われ、また住民にどのように共有されているだろうか。札幌市公文書館は平成 25（2013）年 7 月 1 日に開館し、10 年を迎えた。この間、札幌市の行政文書の保存提供のシステムは確実に定着しつつあると感じている。そもそも文書管理の現状などは外部からの評価を得ることは難しいだろうし、行政サイドの事業実施までの過程などについて地域住民をはじめステークホルダー全体からの評価はなかなか得られにくいのではないかと推察する。しかし、札幌市民にとって公文書館という器が与えられ、公文書管理審議会という場があることで市民が行政について検証あるいは監視できる仕組みを得たことは大きい。国立公文書館ホームページのリンク集によると現在までのところ、政令指定都市となった 20 自治体のなかで公文書館を持っているのは 10 年前と比較すると 2 都市増え、10 都市である¹。その中で札幌市公文書館は、国の公文書館法制定と期を同じくして今日まで公文書管理の歩みを続けてきた。

インターネットを媒体とするコミュニケーション手段の普及の結果、広報や申請などの市政情報の提供においてもホームページや電子メールの利用は市民生活に不可欠なものになっている。札幌市は平成 9（1997）年に「札幌市役所公式ホームページ」（以下「公式ホームページ」）を開設し、これまでに公式ホームページに関する「基本方針」と「ガイドライン」を定め、市民の知りたい情報の掲載を目標に掲げている。令和 5（2023）年には「ウェブアクセシビリティ方針」を公開し高齢者、障害者を含めたアクセシビリティの維持向上を宣言している²。

また、札幌市は公式ホームページ上で公文書の簿冊と文書の検索を可能にしている。そこで今回は、公文書館と公式ホームページの機能が市民に共有できているのか公文書館の web サイトで辿り、「札幌方式」の公文書館が定着しその役割が市民の協働参画に繋がるものになっているか検証を試みる。

1. 公文書館開館と公文書管理審議会の設置

公文書の管理について、公式ホームページに公開された情報をたどってみる。そこには専門家の意見を真摯に取り入れた基本構想とこれを積極的に取り入れた整備計画策定があった。さらに札幌市は公文書管理条例を制定、公文書が市民の知る権利を具体化するために必要な市民共有の財産であることを明記していることに注目したい。札幌市における公文書館開館までの経過³は次のとおりである。

平成 21（2009）年 11 月 札幌市公文書館基本構構想策定

平成 23（2011）年 6 月 札幌市公文書館整備計画策定

¹ 関連リンク（全国公文書館等）-国立公文書館 https://www.archives.go.jp/links/#Sec_04

² ホームページの基本方針・ガイドライン <https://www.city.sapporo.jp/koho/hp/guideline/index.html>

³ 公文書館のご紹介-札幌市公文書館 <https://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/shokai.html>

平成 24 (2012) 年 6 月 札幌市公文書管理条例制定
平成 25 (2013) 年 3 月 札幌市公文書館条例制定
平成 25 (2013) 年 7 月 札幌市公文書館開館

公文書館の開館準備をしてきた札幌市公文書館基本構想検討委員会は、平成 21 (2009) 年 6 月に基本構想への提言をまとめ、札幌市に提出した⁴。市はこれを受け同年 11 月に「札幌市公文書館基本構想」を策定、市民が自ら自治の主体となって行動するために、市政の正確な記録としての公文書は、市民への説明責任を果たすために不可欠なものとしている。この提言に携わった委員のうち大濱徹也、鈴江英一両氏が札幌市の公文書館のバックボーン形成に大きな役割を果たしたことは言うまでもない。両氏は公文書管理審議会の会長及び副会長となり、第 1 回委員会が同月に開催された。札幌市がめざす公文書館はこの構想にある「果たすべき使命」が指針となっている。のちの研究紀要でも大濱氏はそのことを「成熟した民主主義社会の実現を可能にする器」として、次の三点にまとめ掲げている⁵。

- 1) 公務の証を遺すことで、広く市民への説明責任を果たしうる場となること
- 2) 効果的な行政運営に資する知と情報の宝庫となること
- 3) より良き明日を築くために歴史を検証しうる器であること

一方で、鈴江英一氏は同じ紀要のなかでアーカイブズの機能が十全に果たされるために札幌市公文書館が求められていることに注目している。アーカイブズの役割は、各機関の意思決定、行動及び結果の累積的痕跡を保護することであり、“累積的”である機能が情報公開制度と異なる役割であると強調している。すなわち、公文書館を民主的な行政、民主的な社会に役立つ砦とすることに期待を込めている⁶。

2. 問題提起として

5 年前に筆者は、「試される市民」と「公立図書館・公文書館の役割」という視点から、前述の基本構想に込められた理念を図書館情報学の立場から考察した。二つの「館」に与えられている使命は、そこにかかわるすべてのステークホルダーに対する情報格差の是正のための努力と義務であり、それを享受し実行できる利用者の情報リテラシーの向上であるとし、とくに公文書の管理においては、文書の追跡可能性（トレーサビリティ）と利用可能性（アクセシビリティ）、及び文書管理の信用性（クレディビリティ）がもたらす現在及び将来に対する説明責任（アカウントビリティ）は必須のものであると理解した⁷。その冒頭で“札幌市公文書館との関わりを持つようになり、ようやくその果たす役割は何かについてより具体的に考えるようになった”としているのは市民の一人として自然のここのように思うが今回次のような認識を改めて思い返している。

これまでの図書館像と公文書館像はどちらも市民生活の場における社会システムとし

⁴ 前脚注のホームページから。「札幌市公文書館基本構想」 札幌市 2009 (平成 21) 年 11 月 p. 3-4

⁵ 大濱徹也. 札幌市公文書館の使命と課題—現在、問われていること—. 札幌市公文書館研究紀要. 2014 第 6 号. p. 77-97

⁶ 鈴江英一. 我が国アーカイブズにおける公文書引継ぎ移管制度構築の進展と札幌市公文書館. 札幌市公文書館研究紀要. 2014 第 6 号. p. 60-76

⁷ 下田尊久. 公立図書館と公文書館の役割, 図書館情報学からみたパラダイムシフト. 札幌市公文書館研究紀要. 2014 第 6 号. p. 14-19.

て十分にその役割などが理解されていないことや、その役割がもっとダイナミックなものであり、私達が生きる社会においては、さらに明確かつ崇高な使命があるのだと認識するにいたった。

その中で一人の市民として得たのは、地域住民として公共サービスは単に受け取るだけでは不十分であり、全てのステークホルダーがより良い市民生活を送ることができる環境を維持するために、その情報資源を活用出来なければならないという点である。すなわち、公文書館は、我々市民に対して民主主義の根幹に立ち返るきっかけを与える場として、公立図書館と同様に全てのステークホルダーに対する公共サービス機能を果たすことが求められている。住民である一人一人が「十分に情報を得ている市民」として、「その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす」能力を発揮することが、平和な民主主義社会の実現を可能にするという「ユネスコ公共図書館宣言」⁸に連なる役割がある。公文書館はその器として行政文書を中心とする記録情報の保存と提供の館として、ステークホルダー全体と互いに連携するものであり、受け手である市民は、社会的役割を積極的に果たすためにこれらのサービスを十分に活用することが求められている。そのことは市民がこのシステムをどれだけ自分のものとして使うことができるのかにかかっており、今回はこの点で受け手である市民の立場から、提供されている環境でどのように参加し市民協働が実現出来るのか考えてみたい。

3. 調査の方法

ここでは市民が公文書館に来館するまたは資料調査をする際に、公文書館からインターネット上で配信されている情報をどのように入手活用することが出来るのかを見るため、市民がアクセスする web サイトや SNS サービスがどのように提供されているのか、またその利便性について検証を試みた。

はじめに札幌市公文書館の開館当時の web サイトと現在のサイトの画面を比較してみた。具体的には、Way back Machine⁹に記録保存された札幌市公文書館の web サイトのアーカイブズを検索し、開館後のもっとも早い時期に収集されている平成 26 (2014) 年 2 月に更新された掲載ページを入手し現在のもとと比較した。また、その利便性や特徴について、国立公文書館の web サイトや他の政令指定都市の web サイト上に示された公文書管理の機能と比較した¹⁰。

⁸ IFLA-UNESCO Public Library Manifesto 2022 (ユネスコ公共図書館宣言)

<https://repository.ifla.org/bitstream/123456789/2006/1/IFLA-UNESCO%20Public%20Library%20Manifesto%202022.pdf>

⁹ Way Back Machine は、米国の非営利団体 Internet Archive が運営する世界の web ページを収集、保存し提供するサービスで、1996 年以降の過去の web サイトの検索が出来る。日本では国立国会図書館がインターネット資料保存事業 (WARP) により政府機関、大学、自治体 web サイトの収集作業を行っている。

¹⁰ 表 2 は次の各都市の web サイトから得た情報を参考に作成した。

- ・広島市公文書館 <https://www.city.hiroshima.lg.jp/soshiki/5/>
- ・川崎市公文書館 <https://www.city.kawasaki.jp/shisetsu/category/19-4-5-0-0-0-0-0-0-0.html>
- ・大阪市公文書館 <https://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000559929.html>
- ・神戸市文書館 <https://www.city.kobe.lg.jp/a98523/bunsyokan/index.html>
- ・名古屋市市政資料館 <https://www.city.nagoya.jp/shisei/category/52-7-0-0-0-0-0-0-0.html>
- ・北九州市立文書館 <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/sou-bunshokan.html>
- ・福岡市総合図書館 <https://toshokan.city.fukuoka.lg.jp/materials/official/>
- ・相模原市立公文書館 <https://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/shisetsu/shikanren/etc/1002758.html>

4. 市民に公開された目録検索システムの進化

21世紀にはいり自治体における行政情報のweb上での公開が進んでいる。とくに公開を可能にする情報の電子化とその蓄積が進み多くの情報がwebサイトで可視化されるようになった。札幌市における公文書の検索システムは、前身の文化資料室時代に構築が開始され、平成25(2013)年7月の公文書館開館時には公文書の簿冊単位、文書名単位の検索が可能な特定重要公文書(公文書館収蔵)目録検索システムが公開されていた。その後、令和3(2021)年7月には、現用公文書(簿冊)の目録検索と統合した「公文書目録公開システム」に移行している。これらの進化を開館当時と現在のwebサイトで比較してみた。

Way back Machineによる札幌市公文書館の検索によって得られた平成26(2014)年5月16日保存のトップページ(更新日2014.2.21)は次のような構成になっている¹¹。更新日付から、開設後半年が経過したものであることがわかる。上段には、パンくずリスト(breadcrumbs)と呼ばれるナビゲーター(以下「パンくずリスト」とする)で、ツリー構造カテゴリーの位置を示し、現在アクセスしている掲載ページの位置がわかり、また示された上位の階層に直接移動することが出来るようになっている。ちなみに札幌市公文書館のホームページのパンくずリストは、

ホーム > 市政情報 > 政策・企画・行政運営 > 公文書管理・公文書館 > 札幌市公文書館

となっており、「ホーム」は札幌市のトップページである。このページから札幌市の公文書館の情報は、市政情報のなかの政策・企画・行政運営のもとで発信されていることが示されている。同時に、関連する他の情報を探す際に求めるリンク先への移動を容易にしている。なお、札幌市の図書館のwebサイト¹²は独立していて、札幌市のホームページとの間に階層関係や連携がみられず、サイト内のページの位置関係を示すパンくずリストもほとんど見られなかった。図書館の目録検索は、所蔵資料の利用・貸出の検索のためにある、というコンセプトであればそうであるが実際の図書館は多様なサービスを提供しており、それらのサービスを同時にアクセスする際にパンくずリストは有効であると考ええる。



図1 札幌市公文書館のホームページ(2014年2月21日更新)

パンくずリスト

ページタイトル: 札幌市公文書館

コンテンツ項目:

- ・ 公文書館のご紹介
- ・ 利用案内
- ・ 特定重要公文書目録検索
- ・ 所蔵資料検索
- ・ イベント案内
- ・ 刊行物等
- ・ 札幌を知る
- ・ (職員募集)

このサイトのページについての問い合わせ先は、札幌市総務局行政部公文書館となっております

・新潟市文書館 <https://www.city.niigata.lg.jp/kanko/bunka/rekishi/niigatasibunshokan/index.html>

¹¹ Way back Machine で2014年5月16日に収集されたwebサイト(検索キーは「札幌市公文書館」)

https://web.archive.org/web/20140601000000*/http://archives.city.sapporo.jp

¹² 札幌市の図書館 <https://www.city.sapporo.jp/toshokan/>

り、住所、電話番号、FAX 番号が明記されている。

[特定重要公文書目録検索]

目録検索システムはすでに公文書の簿冊単位の検索が可能であった。公文書館が収蔵するものは、特定重要公文書の目録検索システムにリンクしており、簿冊(ファイル)単位での検索と簿冊の中に綴られた文書単位での検索が可能と説明されていた。また、公文書館移管前の公文書については、この時点では「公文書目録検索システム」で検索が可能となっており、

検索キーは、

- ・「簿冊名称」 キーワード (簿冊名称)
- ・「年度」 公文書の年度
- ・「保存期間」 公文書の保存期間
- ・「文書分類」 公文書の系統的な分類
- ・「所管課」 公文書を所管する課等となっていた。

[刊行物等]

このページには平成 26 (2014) 年時点での刊行物を web 公開しており、札幌市公文書館年報(第 1 号)、公文書館だより(創刊号、第 2 号)、札幌市公文書館研究紀要 (6 号) の各コンテンツのタイトルと内容が表示され、pdf ファイルによる全文公開でダウンロードが可能となっていた。当時の公文書館としては比較的早い全文公開サイトである。さらに前身の旧文化資料室時代の刊行物である「さっぽろ文庫」、「新札幌市史」、「文化資料室ニュース」、「文化資料室研究紀要」等のコンテンツが紹介されており、ニュースと紀要については pdf ファイルによる公開が引き継がれていた。

札幌市公文書館年報

公文書館の事業活動実績をまとめた「札幌市公文書館年報」第1号を行いました。

- 2014 年 1 号 (PDF: 1.698KB) 平成26年8月発行

公文書館だより

公文書館の活動や研究、所蔵資料、講演などの様々な情報を皆さんにお伝えしていくために、平成25年9月「公文書館だより」を創刊いたしました。バックナンバーについては、ページが残っている号は公文書館で無料配布しております。

号	内容	発行時期
● 2014 年 1 号 (PDF: 613KB)	・ 公文書館のオープン (7月1日) について ・ 所蔵資料紹介「史料群」について② ・ 開館だより「公文書館展示室の紹介～西条園地都市と町町40年代の札幌～」	平成25年9月
● 2014 年 2 号 (PDF: 1.166KB)	・ 企画展示「公文書館で読む都市計画」について ・ 開館だより「公文書館利用ノススメ」	平成26年2月

札幌市公文書館研究紀要

公文書館の事業や研究結果などについて、関連講演録や論文を掲載し、皆さんが情報発信していくために、平成21年3月に「札幌市文化資料室研究紀要」を発行しました(以前の「札幌市文化資料室研究紀要」はこちらからご覧いただけます。)。公文書館の開館に併い、名称を「札幌市公文書館研究紀要」と改めさせていただきます。

第6号【札幌市公文書館開館特号】

平成26年3月発行(A4判・100頁)

- 2014 年 2 号 (PDF: 1.43KB)

内容	執筆者
● 2014 年 札幌市公文書館の開設について (PDF: 756KB)	文彦友明 (札幌市総務局行政部公文書課)
● 2014 年 札幌市公文書館開館展示の作成について (PDF: 1.241KB)	秋山孝子 (札幌市総務局行政部公文書課公文書長官付参事)

札幌市公文書館年報

- 2014 年 1 号 (PDF: 1.698KB)

札幌市公文書館研究紀要

- 2014 年 2 号 (PDF: 1.43KB)

札幌市公文書館だより

- 2014 年 1 号 (PDF: 613KB)
- 2014 年 2 号 (PDF: 1.166KB)

札幌市公文書館開館特号

- 2014 年 2 号 (PDF: 1.43KB)

図 2 札幌市公文書館「刊行物等」のページ (2014 年 10 月 24 日更新)

現在の札幌市公文書館の web サイトについて、最新（更新日 2023. 5. 26）の札幌市公文書館のトップページを開いてみる。上段にあるパンくずリストは、

ホーム > 市政情報 > 政策・企画・行政運営 > 公文書管理・公文書館 > 札幌市公文書館

となっており、10年前とまったく変更がなかった。札幌市の web サイト内でのコンテンツの掲載場所についてはカテゴリーの変更や移動も見られなかった。一方で展開先の項目リストの一覧には、10年前と比較して項目名の変更と項目の追加があることがわかる。

コンテンツ項目のうち下線部には、項目名の変更と追加が行われている。



図 3 札幌市公文書館のホームページ（2023年5月26日更新）

ページタイトル 札幌市公文書館
項目

- ・公文書館のご紹介
- ・利用案内
- ・公文書検索
- ・所蔵資料検索
- ・イベント案内
- ・刊行物等
- ・札幌を知る
- ・職員募集
- ・感謝状贈呈
- ・公文書館 SNS アカウント

全体の構成は開館当時と変わらないが、項目名「特定重要公文書目録検索」が「公文書検索」に代わり、「感謝状贈呈」と「公文書館 SNS アカウント」が追加されている。

感謝状贈呈は、所蔵資料等に関する貢献ではなく、地域の整備事業を行っている事業体が公文書館施設のある敷地内門柱等の修繕を無償で行ったことに対するもので、こうした発信も重要である。

刊行物等は、これまで発行された札幌市公文書館年報(第1号～第9号)、事業年報<研究論考編>(3号別冊～6号、9号)、公文書館だより(創刊号～第10号)、札幌市公文書館紀要第6号の各コンテンツのタイトルと内容が表示され、pdf ファイルで公開され、全文ダウンロードが可能となっている。こうした市民に向けた公文書館の活動の情報共有は重要である。

[所蔵資料検索]

札幌市公文書館で所蔵する画像資料等をジャンル別に、語句や、資料の分類、登録番号、年代等で検索するインターネット検索システムである。政令指定都市を含む多くの公文書館等においてこうしたデジタル資料群の公開および検索システムの提供が普及しつつあるが、札幌市公文書館の所蔵資料は幅広い住民の生活が記録された画像や記事の公開が進んだ。検索カテゴリーは文書・図書／写真／絵はがき／地図／新聞スクラップ／年表となっている。

[文書・図書] 分類の選択 (プルダウンメニュー)、または語句による検索

(一般資料) 総記／哲学／歴史／社会科学／自然科学／技術／産業・経済／芸術／語学／

文学

(市政資料) 市政／総務／企画調整／財務／税務／民生／衛生／環境／産業・経済／都市計画／土木・建築／消防・防災／市民／区政／公営企業等／教育文化／合併町村／職員団体

[写真] 語句または登録番号による検索が(A)・(B)の個別検索または同時検索で可能

(A)札幌市史・さっぽろ文庫編さん等のために収集した写真

(B)旧写真ライブラリーから移管された写真

[絵はがき] 分類の選択(プルダウンメニュー)または語句による検索

25分野(街並・官公施設・北大・商業・交通などがありさらに細分化されている分野もある)

例)農林水産・牧畜 : 真駒内種畜場／月寒種羊場／農林工業試験場

[地図] 地図台帳 時代別の選択または語句や登録番号による検索結果

[新聞スクラップ] 検索したい年月日範囲及び新聞名を指定して検索、さらに語句による検索

[年表] 時期(元号、年、月日)を指定して検索するか、語句入力して検索

[公文書検索]

トップページは、検索方法などの解説、「公文書目録公開システム」へのリンクがある。

前述のとおり、公文書目録検索システムと特定重要公文書(公文書館所蔵)目録検索システムの統合による新「目録公開システム」への移行にともなうアドレス変更などが記されている。

対象となる資料は「簿冊(現用)」「簿冊(特定重要)」「文書(特定重要)」に分類されており、現用簿冊のデータも同じシステム上で検索できるようになった。また、検索方法は、簡易検索と詳細検索があり、検索フィールドにはプルダウンメニューが採用されており、検索の際の曖昧さを軽減しているため、検索効率が良くなっている点などが特徴である。

[簡易検索]

検索画面は、簿冊(現用)、簿冊(特定重要)、文書(特定重要)の分類別または複数選択が可能、また検索結果一覧からフリーワードによる絞り込み検索が可能となっている。

(簡易検索の項目)

- ・簿冊名／文書件名
- ・表示件数
- ・表示順指定

(検索結果一覧)

- ・絞り込み検索

例) 簡易検索(オリンピック) 50件

⇒検索結果に絞り込み検索 フリーワード(教育) 13件

図4 札幌市目録公開システム 簡易検索画面

[詳細検索]

検索画面では、簡易検索を使用せずに分類別：簿冊（現用）、簿冊（特定重要）、文書（特定重要）を選択することで詳細検索画面に遷移する。また、第1分類から2次検索（第2分類）、さらに3次検索（第3分類）を行う際にもプルダウンによる分類項目の選択による絞込みが可能であり、各選択項目の下位の選択項目が表示され絞込み内容が可視化されるので分かり易い。このような検索は、図書館における分類記号や件名標目をを用いた検索方法で必要となる使用法についての予備知識がなくても比較的容易に検索が可能であることが利点である。

(詳細検索の項目)

- ・フリーワード
- ・簿冊名称
- ・年度／暦年
- ・第1分類
- ・第2分類
- ・第3分類
- ・所管課
- ・表示件数
- ・表示順指定

検索例) フリーワード (オリンピック) 第1分類 (教育文化) 第2分類 (教育施設) 第3分類 (管理備品)

図5 札幌市目録公開システム 詳細検索画面

これらの札幌市目録公開システムにおける簡易検索と詳細検索の検索機能を比較してみると、簡易検索では簿冊の検索は文書名に加えて文書件名による検索が可能となっていること、また単純な論理演算 (AND/OR /NOT) の検索に加えてトランケーション (部分・前方・完全・後方の一致検索) を可能としているところに特徴がある。

表1 札幌市目録公開システムにおける検索フィールドの構成

検索フィールド	簡易検索	詳細検索
フリーワード (部分・前方・完全・後方) (項目内 AND/OR)	○ (3次)	○
簿冊名称 (部分・前方・完全・後方) (項目内 AND/OR)	×	○
簿冊名・文書件名 (部分・前方・完全・後方) (項目内 AND/OR)	○	×
年度／暦年	×	○
第1分類 (共通、財務など 20 項目)	×	○
第2分類 (各項目のもと下位の分類)	×	○ (2次)
第3分類 (各項目のもと下位の分類)	×	○ (3次)
所管課 (部分・前方・完全・後方) (項目内 AND/OR)	×	○
表示件数 (10/25/50/100/200/500)	○	○
表示順指定 (登録日/簿冊名・件名) (昇順/降順)	○	○

5. 政令指定都市の公文書公開システムの現状から

公文書の簿冊検索について、政令指定都市 20 都市のうち令和 5 年 5 月現在で公文書館を設置している 10 都市の web サイト上に公開された検索システムを国立公文書館の web サイトにある関連リンクの政令市の「資料検索ツール」を現用簿冊の検索の可否、パンくずリストで示された位置によって比較した（表 2）。

表 2 政令指定都市における公文書館開設時期と資料検索システム

公文書館の名称、 設置年（昇順）	資料検索ツール の名称	検索方法	パンくずリストで示された検索 ツールの位置
広島市公文書館 昭和 52（1977）年	文書目録検索システム	あり 令和 3 年度以前から継続使用の簿冊を含む [文書情報] 文書件名、年度、供覧日、決裁日、施行日、管理番号、保存期間、媒体種別、担当課等 [簿冊情報] 簿冊名、副題、分類名（第 1 分類～第 4 分類）、保存期間、担当課	トップページ>組織でさがす>企画総務局>企画総務局 公文書館>情報公開ポータル
川崎市公文書館 昭和 59（1984）年	川崎市公文書館 所蔵文書	なし	トップページ>市の施設>図書館・市民館など>川崎市公文書館 所蔵文書
大阪市公文書館 昭和 63（1988）年	公文書検索システム	簿冊名称、副題、年度、分類、簿冊整理番号、組織、保存場所での検索が可能。簿冊は現課所蔵を含む。	トップページ>市政>方針・条例>条例・公報>文書管理>文書管理>公文書検索システム
神戸市公文書館 平成元（1989）年	なし	別途「公文書目録」がある。 部局選択、所管課から完結年度一覧でタイトル表示（保存期間・分類コード・副題・その他）	
名古屋市市政資料館 平成元年	公文書の検索	あり 簿冊検索（ID/簿冊名/完結年度/作成部課名）及び件名検索（ID/索引番号/決済名/簿冊完成年度）による決裁文書検索が可能 二次検索（絞込み検索）が可能	トップページ>市政情報>一般行政・その他>市政資料館（公文書館）
北九州市立文書館 平成元年	なし	なし	
福岡市総合図書館 平成 8（1996）年	福岡市公文書資料目録	なし 歴史的公文書のみ検索が可能	HOME>文書資料部門>公文書
札幌市公文書館	目録公開システム	（本文参照）	ホーム>市政情報>政策・企画・

平成 25 年	ム		行政運営>公文書管理・公文書館 >札幌市公文書館
相模原市立公文書館 平成 26 (2014) 年	現用公文書・歴 史的公文書目録 検索システム	あり 文書件名・分類番号・個別名称、 文書年度・作成課で検索可能	トップページ>暮らし・手続き> 施設マップ>市関連施設>その 他の市関連施設>市立公文書館
新潟市文書館 令和 4 (2022) 年	新潟市所蔵資料 検索システム	なし	トップページ>観光・文化・スポ ーツ>文化・芸術>歴史・文化財 >新潟市文書館>所蔵資料の検 索>新潟市文書館所蔵資料検索 システム

簿冊及び公文書の件名を個別に検索出来る検索システムを提供しているのは、札幌市のほか、広島市、大阪市、名古屋市、相模原市、新潟市の6都市であった。大阪市の検索対象は、令和4(2022)年4月30日現在、文書管理システム又は財務会計システムに登録された公文書、公文書を綴った簿冊及び市発行の刊行物の目録としており、文書管理システムに登録された公文書は、平成17(2005)年1月31日以降に登録されたものが対象となっている。また、簿冊の目録については、当年度に発生する見込みのある簿冊を含むとしている。実際に平成30年～令和5年の検索結果が得られた。

一方、名古屋市はトップページで「暮らし」「観光イベント」と並べて「市政情報」の見出しをつけ市民への情報提供を重視しているが「公文書館」はその中の「一般行政・その他」の下にあり階層も深く探しにくい。対象となる公開資料は、データ整備が済んだ目録を順次公開し、目録は閲覧室で利用可となっている。相模原市は現用簿冊を含め作成課、作成日を含めキーワード検索で個別公文書の検索が可能であった。広島市は文書目録検索システムの対象範囲を平成24年度から令和3年度までの文書と同範囲のほか令和3年度以前から継続している簿冊としているので現用簿冊の検索も行っていると判断した。新潟市は検索システムの対象資料に現用簿冊は含まないが公文書の簿冊の古文書、地図、写真に加え図書・刊行物まで含まれている。

検索方法及び検索式において、簿冊名又は件名の検索は2語によるAND検索(論理積)が可能である。AND/だけではなくOR/NOTの論理演算、4タイプのトランケーション検索を可能にしているのは札幌市と新潟市であった。これは市民が検索するのに非常に有効である。

また、札幌市は業務年報を「刊行物等」で毎年公開しており、移管や廃棄状況の実績や推移を知ることが出来るのが特徴である。審議会の報告の中で、札幌市は市役所の初任者研修や原課の中での公文書管理の教育を実施していることや、徐々にではあるが原課の資料整理のなかで意識の向上が見られることなども報告されている。行政文書がありきたりの無意味なタイトルから、それが何であるかということがある程度まで推測できる管理の仕方が定着すれば、より市民に公開できる資料になっていくのは明らかである。市民の立場から行政文書をどういうふうに使えるのか、使うのか、あるいは残っていることを知るのかというそのツールが用意されていることはステークホルダーである市民として有難い。

6. 携帯端末での表示への対応と SNS アカウント

近年のインターネットの普及は、携帯端末の利用普及と連動して急速に進んでいることは

身をもって体験している。とりわけ携帯端末の進化は web サイトによる情報表現にも変化を与えている。札幌市の web サイトも携帯端末からのアクセスでも支障なく使用できる仕様となっていた。今回対象とした政令指定都市でも全ての公文書館が web サイトで情報を発信しているが、館独自で SNS アカウントをもって発信していることを確認出来たのは名古屋市市政資料館（公文書館）の Twitter と札幌市公文書館の 3 つのアカウントであった。また、名古屋市のホームページには市政情報の発信を行う手段として各部署で活用しているソーシャルメディア及びスマートフォン向けアプリの一覧ページがある。どのようなコミュニケーション・ツールで情報発信をしているのかを留意に確認出来る環境も重要であろう。

札幌市公文書館の SNS アカウント

Facebook <https://www.facebook.com/SapporoArchives/>

Twitter <https://twitter.com/sapporoarchives>

Instagram <https://www.instagram.com/sapporoarchives>

札幌市は Facebook, Twitter, Instagram のいずれも「公文書館が所蔵する公文書・資料紹介のほか、札幌市の歴史情報やイベント情報の発信」としているが写真アーカイブズや館内の日常を紹介するチャンネルとして使われている。このような形で情報共有がされていることを市民としてどの程度共通の認識が得られているのかは調査していないが、かなりの割合でいずれかの SNS アカウントを持つ市民は多いと予想され、そこで発信されている公文書館の存在を知っていれば身近な情報源となり得る。

7. 今後の課題

これまでの公文書館 10 年はインターネットを活用した情報提供のチャンネルによる基本構想の具体化をめざして発展させてきた歩みであった。歴史の好事家だけの利用から市民生活に関わる市政の日常的な検証のツールとして生かされるようにするにはどうすればよいのかはこれからも問われ続ける課題である。また、札幌市の web サイトのトップページに項目「公文書目録を調べる」があり、「公文書目録公開システム」のページへと誘導され内容説明、ヘルプ機能があること、web サイト上部に示されるパンくずリストのような現在位置の表示があることなど、効率的なアクセス環境を構築しているがそれをどのように市民と共有するのか。SNS 等の新しいコミュニケーション・ツールのさらなる活用のためにステークホルダーである市民への関わり方が重要な課題となる。

一方で、我々には情報化の勢いに呑み込まれない情報活用能力と自立した市民としての自覚が必要である。このため市民生活に関わる行政の仕組みや協働の理念と情報入手の技術力の教育もまた学校教育、生涯学習環境などを通して確実に身に着けることが求められる。その際に同時に、市民には生活に関わるさまざまな課題がどのように検討され実施されているのかを自ら考える主体性が問われる。市政情報の共有について恵まれた環境にあるとすれば、「札幌方式」の公文書管理が定着するためにも市民の積極的な協働参画が課題となる。

加えて、現在定着しつつある行われる評価選別の現場において、マニュアル化による弊害、すなわち目的を失った作業とならないために原課と公文書館側の評価選別の協働によって創り出される公文書保存の仕組みを市民の視点で見守り続けるが重要で、審議会の役割も大きい。これらの協働作業によって得られた追跡可能性（トレーサビリティ）と利用可能性（ア

クセシビリティー)、及び文書管理の信頼性（クレディビリティー）と、現在及び将来に対する説明責任（アカウンタビリティー）のそのいずれの評価もすべてステークホルダーの協働によって実現するものであり、持続的にシステムに反映していくことが求められている。

おわりに

公文書館の設置に当初から関わった当時札幌市総務局総務課文書事務担当係長であった高井俊哉氏は研究紀要や年報の寄稿文のなかで公文書館開設の背景として札幌市の文書管理の歴史を振り返っている。1980年の「札幌市文書年限表」や1988年の「札幌市情報公開条例」制定など札幌市の行政文書の扱いの歴史に触れ、国の公文書管理の制度を少し先取りしながら進んできたことや、1976年に設置された札幌市文化資料室による歴史資料の収集が結果として、他都市に多く見られる市史編纂と公文書館の関係、すなわち歴史公文書館的な“色”を持つことから（結果的に）距離を置く公文書館設置となったと評価していることに注目したい¹³。

また、札幌市は文化資料室時代から、専門員の外部への発信が定期的に行われていることも含めて「札幌方式」のシステムの特徴であると評価したい¹⁴。可能であれば全市の組織内全職員が原課と逆の立場で一定期間この公文書保存の経験を持ち、組織全体がその重要性を理解することで双方向の持続的な知財蓄積が行えるシステムとして機能することを願っている。

筆者にとっても2013年の開館に立ち会ったことは貴重な経験であった。自分を含め同時発足した公文書管理審議会の委員全員が審議の場で公文書館をとおして現課の方々や公文書館の方々、市民と向き合い、基本構想にある使命実現のために行政資料保存の評価選別に携わったことは得がたい経験となっている。繰返しになるが玉石混交の情報が氾濫する現代社会で、私たちが市民として等しく平和な生活を営むためには、一方的な公共サービスの提供や享受ではなく、それらを双方向に活用する仕組みや、市民生活に関わる情報の収集と評価のための判断能力（情報リテラシー）の醸成が求められること、すべての市民（ステークホルダー）がより良い市民生活をするためにその理念に立ち返る場として公立図書館と同様に公文書館の役割があるのだということを理解した。すなわち、行政に携わる者として、住民として、その他のステークホルダーとして、それぞれの立場で共通のツールを使用することで市民の協働が成り立ち発展するのだということを改めて認識した。

¹³ 高井俊哉. 札幌市における大濱俊哉氏の足跡. 札幌市公文書館年報, 2018 第6号. 研究論考編 p47-54、行政部公文書館に期待すること. 札幌市公文書館研究紀要, 2014 第6号. 研究論考編. p27-41. ほか

¹⁴ 活動紹介として参考なる発信のなかから

i. 吉岡志穂. 平成25年7月公開予定札幌市特定重要公文書(公文書所蔵)のインターネット検索の利用について. (歴史資料整理員だより7) 文化資料室ニュース第19号. 札幌市文化資料室2013.3

<https://www.city.sapporo.jp/kobunshokan/kankobutsu/bunkashiryoshitsunews/documents/news19.pdf>

ii. 梅藤夕美子. 札幌市公文書館所蔵資料の現状と地域における役割アーカイブズ第87号(R5.2.28) 国立国会図書館 <https://www.archives.go.jp/publication/archives/no087/13253>